

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

平成30年10月17日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 戸 田 隆 次 尾 沢 三 夫
中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（1名）

山 川 智 帆

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

〔防災安全課〕池口危機管理室長 三木主査 戸崎主任

【福祉保健部】

〔健康対策課〕清水課長 仲田健康企画係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 今城議員 門脇議員

報道関係者3人 一般1人

報告案件

- ・安定ヨウ素剤の事前配布について
- ・平成30年度原子力防災訓練について

~~~~~

### 午前9時58分 開会

○**稲田委員長** ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

山川委員から欠席の届け出がありましたので、御報告をいたします。

では、本日は配付しております日程表のとおり、2件の報告がございます。

まず初めに、安定ヨウ素剤の事前配布について、当局より報告をお願いいたします。

池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** それでは、安定ヨウ素剤の事前配布の説明をいたします。

安定ヨウ素剤の事前配布については、8月中に申請を住民の方にしていただき、その申請をもとに、住民の方に問診票、これは資料につけておりますけれども、安定ヨウ素剤の問診票兼受領書と、これA4でありますけれども、実際のサイズはA3であります。A3で、資料用にちょっと縮小したものであります。申請者は、この問診票兼受領書を持っていただいて、会場に来ていただくということになっております。

米子市の開催日でありますけれども、9月29日土曜日、これは19時から21時、受け

付け開始を18時としておりました。会場は富益公民館。申請のほうは8世帯23人でありまして、配布については、申請者全員に配布しております。10月11日木曜日は19時から21時の時間帯で、受け付けは18時からの開始しておりました。会場は河崎公民館。申請者6世帯21人に対して、実際に配布したのは5世帯15人ということになりました。10月14日日曜日ではありますが、この日は昼間の開催ということで、14時から16時まで、受け付けは13時ということで、場所は住吉公民館で開催いたしました。申請者15世帯39人に対して、実際の配布は13世帯34人ということになりました。これらの申請者の合計が29世帯83人だったのに対して、実際の配布は26世帯72人ということでありまして。辞退された方、来られなかった方については、辞退しますという連絡をしてこられた方もいますし、連絡なしに来られなかった方については、その世帯について電話で一応確認はしましたけれども、ちょっと都合が悪くて行けないということでありました。

下には、県に伺いまして、境港市のものも一応出しております。ただ、境港市は9月30日日曜日、10月6日土曜日、これ、いずれも台風の接近で警報が出たために中止したということ聞いております。境港市のほうでいろいろ調整を行ったわけでありましてけれども、60世帯192人に対して、配布が46世帯150人ということでありまして。これらについて、境港市は再調整をして、今後検討すると。ことしじゅうに配布するような話は県のほうから聞いております。

説明会の状況でありますけれども、この資料につけております事前配布説明会の流れというものがありますが、まず受け付け、誘導ということで、公民館に配布希望者が来られましたら、希望者があらかじめ書かれた問診票兼受領書を確認、また、お薬手帳を確認させていただくといったようなことで、その確認ができれば、所定の席に誘導させていただきました。1時間早く受け付けを開始しておりました、時間的にちょっと時間をもてあますようなところがあったのかなというふうにも見えました。

時間になりましたら、説明を県の担当者と、それから県の医師の録画画像で、医師の立ち会いのもと、質疑応答も行われております。主に安定ヨウ素剤の事前配布と受領後の注意事項については県の担当者が説明しました。県の医師については、安定ヨウ素剤の効果と服用上の留意点というのを説明しております。

別にお配りしておる「安定ヨウ素剤の効果と服用等について」という冊子であります、これが会場で実際に配られた冊子であります。

その説明が終わりましたら、今度は問診ということで、保健師のほうで番号順にお呼びいたします。配布希望者が持参した問診票兼受領書の問診欄をチェックしながら行っていく、保健師が判断できない事項については、コーナーを別に設けておりました、薬剤師、それから薬剤師に聞いても、これは医師に聞いたほうが良いという場合、実際来られた方がどうしてもお医者さんに相談したいといった場合は医師に相談するというので、本人の希望によっても医師の問診が可能ということで進めております。

問診と相談が終了しましたら、受領可と判断された方から配布コーナーで安定ヨウ素剤を受領いたします。服用不可ということについては、最終的には医師の判断ということになるんですけれども、今回の説明会で服用不可と判断された方はいらっしゃいませんでした。

それから、5番については託児についてということでありまして、今回2世帯3名の託児の利用がございました。託児については非常に助かったということで、これはアンケートは富益と河崎だけちょっと、住吉はこの間終わったばかりで、県が持っておりまして、アンケートの把握については富益、河崎までしかやっておりませんが、アンケートにはそういったことも書いてありました。

今のアンケートですけれども、配布希望者に対してはアンケートを実施しております。どういったことでこの安定ヨウ素剤事前説明会を聞いたかという項目は、ことしのやり方がよかったのかというようなことも検証して、来年につなげていくという意味で設けております。あと、何歳ですかとか、自由意見を書いていただくような形でアンケートをお配りしております。

安定ヨウ素剤の事前配布について、以上、説明終わります。

**○稲田委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。

石橋委員。

**○石橋委員** 当日服用不可の方がなかったとありましたけれど、服用するのにちょっと慎重にならなきゃいけない方もあるっていう、それは問診で確かめられるということなんですけど、こっちのほうを読みましたら、お薬手帳を確かめてって書いてあって、持ってきてもらったほうがよかったのになと思ったんですけど、実際にはお薬手帳は持参するようということ連絡があったんですね。細かく書いたのをちゃんと読めばわかるかもしれないけど、やっぱり持ってきていただくほうが確実だなと思ったので、その点はよかったと思います。そのことで、もし何かあれば言ってもらいたい。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** ただいまの件ですけれども、お薬手帳については、実は持ってこられる方のほうがちょっと少なかったという結果がありまして、これは、県のほうが問診票を自宅に送付させていただいておるんですけども、それにはお薬手帳の持参ということは書いてあったのですが、ただ、持ってこられなかった人が多いということは、それだけちょっと読み落とす可能性が大きいということでありまして、反省点として、今後ははっきり大きく書くとか、そういったことを課題としたいなと思っております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そのようにお願いしたいと思います。若い人が対象なので、年寄りほどたくさん薬の服用はしていないのかもしれませんが、やっぱりいろんなことがあるので、アレルギーもあるし、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次ですけれども、服用については、必ず国とか県の指示があってから服用してくださいというのがありました。国・県の指示、どういうふうに指示をどこで出すのかっていうところ、体制がどういうふうに組んであるのかということと、事前に渡すというのは、どこでどういう時間帯のどういうときに事故が起こるかわからないということもあって、服用の時期がおくれてはいけんということで、最初は一時集結所か何かで服用することだったのがここまで前進したんだと思うんですけど、その辺のタイミングとか、誰が指示を出すというところをもうちょっとお聞かせください。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** 飲むタイミングでありますけれども、これは国や県、市の指示ということになっております。実際どうやってやるかについては、こういった事象が起これば、必ず国との連携ということになってきます。地区地区の状況を勘案して、国からの指示ということになりますけど、その指示を受けて、皆さんには防災無線であるとか、エリアメールであるとか、そうした伝達方法で、私のイメージとしては、災害のときに出す避難指示といったような、同じようなイメージを持っています。国がかかわってくるような話になってきますけれども、そうしたようなことで伝達ということをしていきたいというふうに考えております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 福島に視察に行ったことがあるんですけど、そのときに国の指示待ちでお願いだったということも聞きました。その辺のところがあるので、やっぱり県としての判断というのが要るのではないかなというふうに思うんですけど、そこのところはこれからしっかり専門家の意見なんかを聞きながら、もっと実際に合ったものにしてもらいたいなというふうに思いますし、災害時ですから、放送が聞こえないようなところにおられるっていう、いろんな状況がありますので、伝達の手段は多岐にわたって、しっかり届くようにしないといけないと思います。ということで、何かありましたら。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** 伝達、必ず国の指示でやるというわけでもありませんで、場合によっては県などの指示、あるいは市単独でやるかどうかというところも、非常時の想定ということであれば、そうしたことも検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、放送の件でありますけれども、いろいろ避難指示、避難勧告を出しましても、なかなか防災無線だけでは放送が届かないところがございます。エリアメールやトリピーメールなど、いろんな伝達手段がございますし、また大きな災害になってきますと、必ず公共放送のほうもその災害についての情報を出しますので、そういった情報収集の手段というのもたくさんありますので、そこら辺は情報をいかにとっていくかということも啓発・広報していけたらなというふうに考えております。

**○稲田委員長** よろしいですね。

ほか、ございますでしょうか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 確認をさせてください。今回の安定ヨウ素剤の事前配布に当たっての広報なんですけれども、回覧をされたというところと、それからホームページというところと、LINEとかも出されたんですけど、どのような広報手段でされたのかということと、チラシにつきまして、自治会の回覧だったのか全戸配布だったのかというのももう一度、説明があったかもしれませんがお願いします。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** 伝達手段でございますけれども、今指摘がありました班回覧ということについては、今回ちょっとやっておりません。やっておりませんといひますか、これ、わざとやらなかったわけではありまして、ぎりぎりまでチラシができるかできないかというところ、要は8月が申請時期で、その時期にはもうチラシが配布されて

いなければならないというところで、実は7月まで、内容についても県といろいろやりとりをしている最中でありまして、それができたのが7月10日あたりでした。学校には少なくともチラシを配布したいということで、教育委員会を通じてUPZ圏内の小・中学校全生徒に配っていただくということで、そういう依頼をして配っていただいています。班回覧については、これ非常に有効な手段でございますが、ただ、いろいろお願いも事前に行っていかなければいけないという、ちょっと余裕を持ったやり方をしなければなりませんので、これは来年ぜひやりたいと思います。

ほかの情報手段でございますけれども、市報を使ったり、ホームページ、それからチラシもUPZ圏内の公民館にはチラシのほう、これちょっと、学校と保育園に最初に配ってしまったのでちょっとなくなってしまって、県からすぐもらって、公民館のほうにはお配りしたところであります。それから、新聞広報なども出しておりますが、そういったことで、これ、県のほうが新聞広報は出してたんですけれども、いろいろな……。

済みません、これ、アンケートを全部今見ているわけではありませんが、今まで2カ所やっております、その中で、事前配布をどうやって知ったかという欄がありまして、そこでは、アンケート16人、世帯は多いんですけども、代表の方が来られたり、結局16人のアンケートなんですが、市報で知られたという方が5人いらっしゃいました、ちなみにこれは複数回答可であります。ホームページが3人、一番一生懸命やったチラシなんですけども、残念ながら1人。テレビやラジオのニュース等、これが6人で、新聞が2人、知人から聞いたという方が4人というような結果になっております。割と市報が、テレビはもちろん、NHKのニュースはてきめんございまして、ニュースがあった後の問い合わせというのは、電話のほうで割と受けております。こういったマスコミ関係の影響力は大きいなと考えております。大体そういったような結果になってございまして、これを踏まえて来年の広報のあり方というものも考えていきたいというふうに考えております。

**○稲田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今の話だと、LINEでは出しておられないということですよ。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** 済みません、LINEを意識しては。ちょっとその頭がなかったというのがあります。

**○稲田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私、あんしんトリピーメールとかLINEとか、いろいろと公共側の発信というのを受信するんですけども、あんしんトリピーもなんですけども、それを利用して、防災というところですので、もし制限がかかってないものであれば、何か一つ工夫ができるかなってということと、案外LINEでの発信というものも見てらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。この圏域ぎりぎりかなと思われるところの友人に、いよいよ始まるんでって言ったときに、きよんとされておられました。中学校、小学校のお子さんがおられる保護者さんだったんですけども、どこまで学校の配布が有効だったのかなと思いますと、やはり地域の回覧、さらには全戸配布までの、来年に向かってのことだと思うんですけども、しっかりとした取り組みが必要かなというふうに思いましたので、これは要望というか、言わせていただきます。

そして、もう1点ですが、そこに集ったときが初めての説明で、申請をして、そこにや

ってくるという順番のことなんですけれども、事前に安定ヨウ素剤というものはこういうものでありますということとか、ここはUPZ圏内に入っているのです、取り組みとしてやっておりますというところがわかった上で、持ち帰って、それを受ける受けない、持つ持たないって判断ができるという、一つステップが要るんじゃないかなというふうに思っていますが、その点はいかがでしょうか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** チラシの中には若干そのことにも実は触れておりました。どのような効果があるか、副作用があるかとか、受け取り方法だけではなく。ただ、なかなかチラシだけで必要な知識を得るとするのは難しいのかなという、その内容を全部出すのはちょっと難しいのかもしれないので、やはり住民啓発ということはしっかりやっていかないといけないというふうには認識しております。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** あわせて、圏外の方から、家族の方の中で、矢田貝さん、安定ヨウ素剤というのは持つのが常識らしいねってぼんと言われてびっくりしたっていうのがつい2週間ぐらい前にあったんですけれども、逆に、安定ヨウ素剤の事前配布っていうところが周知されて進んでいく場合には、圏域ではないところに住んでいらっしゃる方で、行き来があるというふうな場合が、ここの中で議論がされてきたようなことというのが市民の中でも、どうなの、どうなのっていうことが、いいように捉えれば、広がっていくと思うんですけれども、その辺もまずは踏み出したというところですので、しっかりと検討していかれないといけないところになってくるかなというふうに思いますので、意見ですが、今後の検討をよろしくお願いいたします。

○**稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** まず、出席者で、26世帯で72人と書いてあるんですけど、これ、配布した人は72人だけど、このうち直接受け取った方は何人なんですか。26世帯だから、多分26人はいるっていうことなんですよ。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 済みません、その数字をとってくるのを忘れておりましたが、大体、富益で七、八人……。手元にちょっと数値が、申しわけございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 1世帯から2人とかいうのは多分あり得ると思うんだけど、その辺、また改めて数字を教えてください。代理で何人、直接いらっしゃった方が何人。

○**稲田委員長** 後ほど提出でよろしいですね。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、委任状があれば、本人ではなくても渡すということに関してなんですけど、これ、委任状があれば、例えば本人と委任した人の関係は特に条件なしで、とにかく委任状があればその人に渡したという、そういう対応だったんですか今回は。例えば家族とか同居とか友人とかいろいろあり得るんで、その辺、何か委任するための条件はつけたんですか、それとも今回は全くそういうことはなかったんですか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 基本的には家族と同居の世帯でありますけれども、中には、恐らく近所の面倒を見ている方というのもいらっしゃると思いますので、委任状のあり方ですけども、知人っていうのは親しい人であるし、そこまでではないかなというふうに、私の、これは個人的になんですけど考えております。家族と同居の人が基本的なベースになると思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 事実関係だけを知りたいんですけど。事前に、例えば希望者を募るときに、委任状でもいいというふうにお知らせをしたと思うんですけど、そのときに、委任できる人はこの範囲ですよみたいなそういう広報をしていたのかどうか、それも含めて。今回は、特にそういう条件つけてないのか、その辺が知りたいんですけど。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 済みません、条件はつけてはないと思いますが、実際、全部見たわけではありませんので、私が知る限りにおいては、委任を受けたのは家族の方が委任を受けて来とられたというふうに認識しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、手続として、委任できる方というのは今回特に条件をつけなかったということなんですね。結果的には家族だったかもしれないけど。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 条件としては、チラシのほうなんですけども、同一世帯の御家族分ということで、代理受領ができる。同一世帯以外でも、委任された方も代理受領ができるというふうに書いてありますので、これを読むと、委任された方であれば特に条件というのが付されてないというふうに解釈ができます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、今回、境港は天候のために中止とかいろいろあったんですけど、申し込んだ日に都合の悪い人が何人かいたというか、例えば米子市民だけど、都合が悪いので、境港でもやってるからとか、そういうことは今回は可能だったのかどうか。逆に、境港の人が米子の会場に来るということも可能だったのか、その辺のことはどうでしょうか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 今回は、米子市民は米子の会場で、境港市民は境港の会場でということをお願いしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから当日、最終的な判断するのにおられたのは保健師と薬剤師と医師。これ、要は問診票を見ている、最終的には医師ということの説明だったんですけど、判断をするときの役割分担というか、保健師はどこまでの判断、その判断ができないのは多分薬剤師とか医師になるんだけど、その辺の役割分担はどういうふうになってたんですか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 役割でありますけれども、医師であります、安定ヨウ

素剤の効果及び服用に関する質疑応答と、それから保健師及び薬剤師では判定できないもの等に対する問診、相談及び判定、最終判断という役割であります。薬剤師でありますけれども、服薬中、要は薬を実際に使ってますよという方に対する問診、相談及び判定ということになります。保健師であります、一番最初に行ってもらったところですので、最初の間診、相談及び判定という、特に何も問題がない方については、保健師からもうそのままゴーサインで受け取りができるというようなことでやっておりましたので、こういった役割分担になっております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ただ、判断のときに、今回、服用不可という方はいなかった。慎重投与と判断された方はどのくらいいたんですか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 慎重投与についてはまだ伺っておりませんで、今、3回米子市ではやっておりますけれども、アンケートも含めて、まだちょっとそういった細かいことができておりませんで、そこはまだ。それができたら、また御報告したいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 配布を受ける立場から考えて、不可は不可で、これははっきりしてるんだけど、慎重投与って配布はするんですよね、一応、慎重投与ですよみたいな。受けた方は、要は飲んでもいいか悪いか、その辺はその人の判断。何か慎重にしてくださいって言われても、それにどう対応していいかわかりにくいんじゃないかと私は思うのですが、その辺は慎重投与の方に渡すときにどういうふうに。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 慎重投与、そういった方は医師に相談されると思いますけれども、状況によってはもしかするとというところがあって、本人さんが、ただ、命の危険まではない、副作用でもそれほどの危険まではないということであれば。例えばの話、それ以外だったらもう不可になると思いますので、慎重投与という判断ができた場合は、服用するしないというところは、最後のところはもう本人さんの意思になるというふうに考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 多分、そう言われても、もらった人は、事故が起きたときに投与してくださいということを何らかの形で聞きますよね。普通の人にはそれをすぐ飲む。慎重投与と言われた人は、そのときに飲んでもいいか、飲むんだったら自己責任で飲みなさいみたいに言われているような気がするんですけど。

それで、実はこの説明会に1カ所行って、説明いろいろ聞いていたんですけど、そのときの説明でちょっとなるほどと思ったことがあったんですけど、慎重投与の人は1回しか飲んだらいいませんよ、連続して飲まないでくださいねみたいな、それはビデオか何かの中でそういう説明の仕方をしてたんですけど、それならそうだなというふうにわかるけど、結局そうなんですか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** そこまで、土光議員のように詳しく私は。



○土光委員 いや、池口さん、3回聞いてるでしょう。

○池口防災安全課危機管理室長 3回聞いてますけど、そこら辺。医師の……。

○土光委員 何かそれには書いてありませんか。

○池口防災安全課危機管理室長 そういう判断もあるんじゃないかと思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 これは意見ですけど、とにかく、もらった人が慎重にしてくださいって、要は自己責任で飲みなさいと言われてるような気がするの。だから今言ったように、専門家とかチェックで、ある人は慎重投与ですっていうことになる。その人は具体的にどう対応すればいいかというのは1回だけ、連続投与は避けてくださいということが本当に専門家の間でもそれでいいということになるんだったら、そうやってきちんと説明をすればいいと思うんですよ。もしそうならば、今、配布って1回分しかしないでしょ、だから、あまり慎重投与の人も関係ないとか、普通に飲んでくださいでいいかなという、わかりやすく何か説明したほうがいいかなという、そこは思ったんです。

続けて、当日チェックがあって、薬剤師とか医師と相談、やりとりを見て思ったのですが、この相談、1つの部屋で、薬剤師が座っているテーブルというのがあって、そこでやりますよね。そのやりとりはみんなに聞こえますよね。やっぱりどんな薬飲んでいたりとか、そういうのはプライベートな事なので、そういうのはちょっと配慮した形で。オープンだから誰が相談しているのかみんなわかるので、ちょっと見えない1カ所を設けるとか、そういうふうにしたほうがいいかなと、ちょっと見てそれは思ったので、それは意見ということ。

続けて、アンケートの内容で、最後に、これも集計とか何かきちんと整理してからで構いませんけど、御意見があれば記載してくださいという項目があったと思います。ここで何か特徴的な意見とかがもしあればお知らせください。

○稲田委員長 池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 その他の意見欄ということで書いていただいておりますけれども、5人ほど意見が書かれておりました。おおむね好意的でありましたけれども、紹介いたしますと、「詳しく説明していただき、資料も用意していただいて、帰ってから家族に説明ができるのでよかった。」それから、「薬の期限が来ても県から説明がいただけるようで安心しました。」それから、「託児があったので大変助かりました。」というのと、これはちょっと今後の課題ということで、「スライドの資料が配布されてなかったの、それを配布してほしかった。」というような御意見もいただいております。これは2名の方、全く同じで書かれてたんで御夫婦か何かかなと思ったんですけども、同じように、スライドの資料を配布してほしかったというふうに書いていらっしゃる意見もありました。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 今のスライドの資料の配布のことだけど、当日配布をしていたんじゃないですか。

○稲田委員長 池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 当日配布しておりますのは、この冊子ですね。スライドはスライドでまた別にありましたので。だから、県の方が説明した内容なんかも、結局、パワーポイントの資料とか、そういうものも欲しいという意見ではないかなと思ったんで

すけども。

○**稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** それをスライドで映して説明していたような気がしたんですけど、違ったわけ。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** これもスライドの中に入っていたと思います。もう一つ、医者DVDなんかもございましたけども、その内容なんかも含めての話だと私は思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あと、問診のときに、資料でいけばこれ1枚はぐったフローチャートですけど、最終的に医師が各判断して、現場では判断できない場合は協力医療機関と。これ、例えばこういう場合は、具体的に協力医療機関というのはここですよみたいに紹介というか、示すのか。例えば示されて、そこに出かけていったとき、医療費というか費用は誰負担になるのか、その辺のことを。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 今回、そういった方がおられなかったんですけども、こちらの医師の関係のほうは県がやっておられますので、県のほうに聞かないとわからないところではありますが、費用等の関係については、また県のほうに確認いたします。

○**土光委員** 後ほどそれも回答ということで。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

中田委員。

○**中田委員** 済みません、ちょっとダブるよう話かもしれませんが、さっきの医師の話も出ましたけど、診断というか、判断の。これはお薬手帳をできれば持ってきてくれとか、そういう問診の中身からいうと、通常医師による薬の処方と同じ扱いなのか。それとも、第2類、第3類みたいに、薬局、薬店で通常買えるようなものもあるんですけども、その中では割と自由に買えますわな、買えるけど慎重に買わなきゃいけないもの、例えば持病があったりとかというのがあるんですけど、実際はこれ、この手続論で見ると通常の処方のようなふうに見えるんですけど、実際の扱ってというのはどうなんです。

○**稲田委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** 通常薬の1類、2類等のレベルということでございますが、今ちょっとこの場ではわかっておりません。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 甲状腺だとか高カリウム血症とか、そういった持病を持っていた場合の服用のこととか、心配がある人は慎重になっているんですね。それから、連続して、過剰に摂取することによる心配もあって、これ、最初に配る配らんになったときに結構議論になりましたよね。そこら辺のところ、何かちょっと僕は今回のことを見ていて、聞いていて、どういう薬の処方の扱い、投与の扱い、例えば通常処方でも、歯科医でも内科医でも、処方する薬の中には、例えば鎮痛剤とか、本当に痛くなったときに飲んでくださ

ていう、痛くなかったら飲まなくてもいいですよというものの中にはありますよね。それは自己判断でする部分が、実際には医師の判断でも、そういう痛みがひどくなったら飲んでくださいって処方するときもあるわけですよ。どういう扱いなのかがわからんと、やっぱり受け取った側も、どのぐらい、要はこの薬に対して慎重であっていいのかがよくわからないわけです。それで、医師がこれだけ判断するっていうと、通常だとほかの持病を持っていたり、ほかの薬も投与していたら、こういう場合はこうなりますよというところで判断するからこうなっているって見えるし、その医師が、たまたま別な、極端に言うと、専門医じゃなかったときに、甲状腺の持病で、甲状腺のことをもう少し詳しく聞かんとわからんみたいなきに、本当に持たせていいのかどうなのかわからんから判断ができなくて、協力医療機関の中でその専門医に診てもらおうとかということが必要なふうに見えちゃうわけです、このフローチャートだとね。そこら辺の慎重なものであれば、そういうものをはっきりさせとかないと、配られたほうもどういう扱いをしていいのか、富山の置き薬じゃないけども、そうやって常備薬的に持っていてやればいような代物なのかどうなのかという。薬剤に対してこれだけ慎重になるんだったら、手続論だけじゃなくて、住民に対してどういうものなのかというところをちゃんとわかってもらうということが私が必要だと思います。これは意見です。

それから、これも出ましたけど、情報伝達の問題がやっぱりあると思ってまして、市報は意識がないと読まない場合もあるし、市報自体を手に入れる、配られても置いておくだけになったりとか。市報というのはよく出ますけど、いろんな媒体を使って情報発信すること自体はオーケーなんですけど、あらゆる媒体を使うっていうのは。その有効性から見ると、市報とインターネットには限界があるんじゃないかと僕は逆に思っていて、それで、総務部長さん同席されているのでしゃべる機会もあったほうがいいのかと。市報ね、あれだけ余っている状態が実際あるじゃないですか、発行部数にしたって。そういう状況から見て、やっぱり市の広報のあり方って、今後考えていく必要があると思うんですよ。例えば島根県なんかでもテレビ番組を使ったり、鳥取県でも「とり☆リンク」だとか、いろんな番組で流してますけど、そういうマスコミの有効性っていうのをもうちょっと着目したほうがいいんじゃないかと。そうすると、当然予算がかかる話になってくるので、ただ市報の現状から見ると、そこら辺をやっぱり検討して、どうせお金を使うんだったら有効な手段をやったほうがいいっていうのがあるのが一つと、それから、災害時にはマスコミと災害時の協定結んでいますよね、情報発信の。災害時だけじゃなくて、災害にかかわる大切な情報を発信する際にマスコミの協力を得るような協定にもしてないんであれば見直す必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○稲田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 先ほど池口のほうからもありましたけれども、今回、アンケートをとったときに、テレビを見たっていうのが全体のアンケートで38%という高い比率だったということで、やはりその影響力ははかり知れないっていうところがありまして、台風とか大雨のとき、有事のときじゃなくて、この安定ヨウ素剤につきましては、事前に広く正しく知っていただいて、事前にきっちり準備していただくっていうことでは新しいタイプの、今の災害時に匹敵するようなマスコミの皆様との協力体制をとっていかないといけないというのは確かにそうだと思いますので、ちょっとしっかり検討してみたいというふうに思

います。

それから、言っても広報よなごも、捨てたもんじゃないっていう言い方は変なんですけれども、やはり見てくださってる方っていうのは多くて、インターネットとかLINEは若い人はいいんですけど、紙で書いてないといけない人というのも多くて、そういう意味では、ちょっとしつこくって言ったら言い方が悪いんですけども、何度も何度も広報を繰り返すというようなことで、また書いとるわって言われるぐらい、安定ヨウ素剤なんかにつきましては書いていくという、繰り返しお知らせするという必要性も今すごく感じたところであります。

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 情報伝達方法については、ぜひ検討ください。とりわけ災害時のときにそれが有効に機能するか機能しないかにかかわるような事前情報っていうのは、協定で扱っても私はいいと思っていますので、そこら辺についてはぜひちょっとまたよろしく願いしたいと思います。

それと、災害時、さっき防災無線も聞こえる聞こえんの話もあって、前に豪雨災害で大沢川が氾濫警戒に入ったときもそうだったんですけど、実際、ああいう何か特別な大災害とか何か起きたときって混乱もしてるし、なかなか防災無線の音声で伝え切るって難しいじゃないですか、このことに限らず。僕はあのとき思ったのは、もう異常警報音のようなものが鳴って、それで、別な手段でちゃんとした情報を手に入れたほうが何ぼか正確な情報が入るんですよね。うちの犬も防災無線が言い始めると遠ぼえが始まって聞こえないようになるわけだがんね。やっぱり、ちゃんとした正確な情報を取り入れる手段と防災無線は僕は違うんじゃないかと実は思ってて、ただ、何か第1種、第2種、第3種でもいいですけど、警戒レベルの違いを感じるようなことを認知してもらうようなことにこういうときは使わないと、私は機能しないと思うんですよ、それに頼ったら。だから、あのときも実際には川の近辺をパトカーがサイレン鳴らして、マイクで逃げてくださって言ったのが何ぼか有効でしたって警察のほうも言っとただがんね。だから、やっぱり伝達方法を再検討したほうが私はいいと思います、これも意見です。以上です。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 安定ヨウ素剤の事前配布についての報告を受けたんですけど、実際に今、皆さん方から、中田委員さんからもいろいろとあって、広報活動にも不手際があったじゃないかというような話があったんですけど、普通、報告するのであれば、検証されて、課題を抽出されて、課題を明記されて、今後の方向性をきちっと示されないけんじゃないですか。申請者が29世帯、これだけの人数だったと、本当にこれで当局は了としとられるんですか。想定範囲内だったんですか。そこら辺が全く説明にない。安定ヨウ素剤の事前配布をするとき、いろいろと議論があって、要望があった。それで広報活動がちょっと欠落しとった部分があったと。その辺のところを当局も十分に課題として捉えて、今後どうするのか。2回目の説明会を開いて、住民の方々に改めて周知をして、安定ヨウ素剤の事前配布についてのそういう場を設けるかとかというような具体的な方向性が全く示されてませんよ。

部長さん、今度どうされるつもりなんですか。この対応で了としとられるんですか。そ

の2点をちょっと伺っておきたい。

**○稲田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 戸田委員さんがおっしゃるとおりだと思います。ひとまず中間報告といえますか、今のわかっているところの数字だけをお持ちしたところでありますけれども、先ほど説明もあったように、この人数というのは、全体から見れば非常に少ないですし、広報が行き届いてなかったという部分もありますので、もっとたくさんの方が本当はおいでにならないといけなかったのではないかというような反省も出てこようかと思えます。そこらあたりをもう一度検証いたしまして、一応今年度は、今の計画ではこれで終わりというようなことのように思いますが、来年度はまた改めて、この反省を踏まえまして、しっかり広報して、安心して安全にといえますか、といったことも配慮しながら、多くの皆さんにお渡しできるようにしたいと思います。

それから、今の課題とかといったことにつきましても、また改めまして今年度のそういったことをまとめて御報告させていただきたいと思えます。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、やっぱり市民も注目されとるわけですよ、その辺のところ、今の服用の問題もいろいろと指摘もあつたんですけど、やはり広報活動をきちっともっと明確にされて、班回覧もするとか。正直言って、私、全くそういうチラシ見てません、そういう内容も承知しておりません、市報は見ました。だから、圏内の方々だけに情報を周知するというのでなくて、圏外の方にも周知するような形も、市民がそういうような様態を私は共有するのが一つの考え方じゃないかなと、そういうふうな広報活動は、あなた方はぐすいと私は感じとるんですね。

もう一つは、10月14日までやられたんですけども、今年度はもうしませんということではなくて、そのアンケートがどんなアンケートか、先ほどあつたんですけど、市民のそういう声があるのであれば、多角的な見地からやはり再度、年度内にも配布するというようなことも検討すべきではないかなというふうに私は思えます。なぜかといいますと、私たちが想定しとった範囲より全く少ない。これは市民のいろいろな考え方があるんでしょうけれども、裏を返せば、広報活動が本当にうまく醸成されとったかどうか、そのところは大きな反省点ではないかなって私は思いますが、その辺のところ十分に検討されて、今後の安定ヨウ素剤の配布について十分に鋭意検討させていただきたいというふうに意見を申しておきたいと思えます。終わります。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど戸田委員も話しておられたんですが、報告ということですので、もう少しデータがそろってからいただきましたかというところが本音でありますので、中間報告ということで、今後また最終報告があるということですので、よろしく願いいたします。

先ほどから話題に上がっています事前案内についてなんですが、いろいろなメディアを使ったかどうかという意見もありましたし、先ほど戸田委員の話じゃないんですが、私も事前配布の対象外の地区に住んでいるのもありまして、そういったところもありますので、次回以降は、事前配布の対象者ですとか、そういったところもきちっとわかるように広報を、特にLINEの場合、私の世代ですとそちらのほうが情報が早いので、全員もらえる

のかなというふうに思ってしまうので、その辺も御検討していただければと思います。

最後、もう1点なんですけど、事前配布のときにいろいろプロセスを経て希望者に配布をされたと思うのですが、今回、お一人当たりとか1世帯当たり、どれだけ時間がかかったってところも検証されていると思いますので、今回、事前配布でしたのでこれだけの時間で済んだと思うんですが、実際、有事の際には一時集結所で相当な数の方々が来られていて、中でどういうふうにさばくかっていうのも検討されてはおられると思うんですけど、今回をもとにしっかりとそのあたりも検証していただきたいなと考えております。

以上、意見になります。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほどの戸田さんの関連ですけど、今回26世帯72人、この人数がやはり少ないという認識だということなんです。

あえて聞くのは、私が各個質問のとき、この人数についてどうか聞いたときに、答弁では、例えば島根県のUPZの配布率と比べても、率としてはむしろわずかに高かった。だから率としても、島根県と比べても同等、むしろちょっと高かったのが想定内だという、そういう答弁をしているんです。だから、この人数をそんなに少ないと思ってないみたいな答弁があったので、それであえて。私は少ないと思ってて、だから、来年やるためには周知を含めてもう少しいろいろやり方変えないといけないと思ってるんですけど、そういう認識だということでもいいですか。

**○稲田委員長** 池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** 確かに答弁の中で、0.02%の配布率、これはUPZの松江市もそういったことで、実は境港のほうと合わせると0.03%ぐらいまでちょっと上がりまして、そうすると境港はどうやっているのかというようなことにもつながってくると思うんですけど、割と知人の声かけというのが多いというようなことを聞いておりまして、そういう話を総合すると、LINEを利用したやり方っていうのは結構いいのかなというふうには考えております。ただ、想定内か想定外かって、これぐらいだったのかなというふうなことは想定内の数字というふうには認識、それは島根の例を見たらそういうふうに思っておりまして、ただ、広報の仕方が悪かったというのは非常に感じておりますので、それは改めてやっていかないといけないなというふうに思っております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと今の答弁、何を言ったのかよくわからないけど、来年に向けてやるときにこの人数ではやはり少ないと、その少ないのは何でかということ、安定ヨウ素剤の事前配布の必要性とか意義という視点から見て、この人数ではその意義とか必要性をまだ満たしてない人数だという認識で取り組むということでもいいですかということを確認したんです。

**○稲田委員長** 三木主査。

**○三木総務部主査** 済みません、受領した人数等につきましては、定量的な評価として他市と比べたときにはこうであるということでありまして、そのほかにアンケートをとりまして、評価をして、それがまだ改善の余地があるかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。

**○稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、この人数では少ないという認識なのかどうかという。今、総務部長はそういう言い方されたと思うんですけど、そういう認識でいいんですかと確認しているんです。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 部長の言われたとおり、本来はもっと不安に思われている方がいらっしゃると思いますので、そういった不安のあるという方が必要であるという、まだ広報が渡ってないということは、そういった人に周知していないということでありますので、そういった方に周知していくような形で、数をふやしていきたいというふうには考えておりますが、ただ、1年目でこれだけの数で、今後、実はこれも私どもの課題ではあるんですけども、やっぱり原子力防災の関係の周知というものをもっとしていかないと、そこら辺ちょっと足りないところがこの全体の数の少なさといいますか、そこら辺につながっているのかなというふうな認識がありますので、そういったことも進めていくように今後は検討していきたいというふうに考えております。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 済みません、次の項目のところでも思っていましたけれども、私、この安定ヨウ素剤の配布の数ですね、その評価の仕方ってところだけが防災対策の進捗状況の目安になっていかないようにっていうことはくれぐれもお願いをしておきたいと思えます。今の御回答の中にもありましたけれども、原子力の対応をきちっと防災対策の中に位置づけていくこと、それが市民の中にも認知されていくための取り組みっていうのを、全体を見ていくっていうことが大事だと思っておりまして、この安定ヨウ素剤の事前配布について、来たときに申請する方が事前に手を挙げてもらうという想定で来るという、そのやり方が、一回、安定ヨウ素剤も含めて、原子力防災も含めて、きちっと説明があって、その上で持つ持たないという判断ができるようなことが必要じゃないかという思いで先ほど言わせていただきましたので、ぜひとも安定ヨウ素剤を受け取った方の人数が多い少ないというところではないところの進め方っていうのをしっかりとお願いしたいと思えます。以上です。

○**稲田委員長** よろしいですか。

石橋委員。

○**石橋委員** 関連で。薬の扱い、安定ヨウ素剤の扱いについてですが、さっき、富山の置き薬でもないけどっていう話ありましたけど、慎重投与の方については、その場で医師の説明などを受けた上で、リスクがひょっとしたらいくらあるかもしれないということ承知の上で、でも、そういうときには飲むのだという自分の意思決定で持って帰られるわけですね。渡して、そのときに飲むかどうかはちょっと本人の判断ということではないんですね、ということの確認です。要するに、とりあえず持って帰るけど、飲むか飲まないかは本人に任せるよではなくって、リスクがあるのを承知の上で、飲むという決意を持たれた方には渡しますということなんですねという質問です。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 希望者ですので、飲まれるという方には渡すと。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほか、ございますか。

ないようですので、次に参ります。

次に、平成30年度原子力防災訓練について、当局より報告をお願いいたします。

池口危機管理室長。

**○池口防災安全課危機管理室長** それでは、平成30年度の原子力防災訓練について御説明いたします。

これは2県6市、島根県と合同で、島根原子力発電所における警戒事象発生、それから施設敷地緊急事態等事故進展のときに、島根県や鳥取県、境港市及び関係機関と連携要領及び初動対応要領を確立するということを目的としております。

ことしの訓練でございますけれども、主要訓練項目としましては、原子力災害発生時における初動対応訓練、これは原子力災害発生を受けて、情報伝達の確認、それから、ことしは学校避難訓練ということで項目を入れておりますけれども、教育委員会等とも連携しまして、学校の避難をどのようにしていくかということも一つ訓練の中に入れております。

実施日時でございますけれども、初動対応訓練につきましては、平成30年10月26日の金曜日、午前8時半から午前11時、学校避難訓練ということで、同日の午後3時から午後4時ということで、これ、時間がずれておりますのは、学校避難訓練というのは住吉小学校でことし児童の引き渡し訓練を予定しております。ちょっと学校のほうにお願いしております、児童約30人ということですが、今まだ途中段階で、16名ほどということ聞いております。この学校避難訓練でありますけれども、写真をつけておりますが、住吉の学校訓練の概略図ということで、実は住吉地区は、小学校のあたりが特になんですけれども、非常に交通事情が悪いところでありまして、現に小学校で、中部地震が発生したとき、保護者に引き渡しをしたときもかなり混乱したという、これは学校側としては、引き渡しについては保護者が歩いてきて、徒歩でお願いしますといったようなことをお願いしていたようですけれども、自動車で来られる方もいらっしゃるということで、大変混乱したというふうに聞いております。非常に狭い地区であります、この小学校自体が県下でも非常に児童数が多い、600名以上の児童がいらっしゃる中で、どのようにしていけばいいかということの一つの方法としてことしやってみることでありまして、青いホームベースみたいな形をしたのが自動車の動きでありまして、住吉小学校のグラウンド側に生活科室というのがあるんですけども、ここに児童の皆さんに集まっていただいて、通信要員が、ちょっとトランシーバーを持たすのですけれども、入ってきた車のナンバーをチェックして、通信要員に連絡して、そのナンバーの車を運転されていた児童を連れて表に出て、速やかに車にお乗せして帰られる。要は、原子力の避難訓練でありますので、自動車を使って引き渡しを行うというような訓練であります。

この訓練については、米子警察署からも交通課員等に来ていただいて、実際に規制の関係も入ってきますので、どのようにしていけば速やかに受け渡しができるかというようなことを、実際に原子力の災害が万が一発生した場合には、どのようにここら辺を直していくのかというようなことを訓練計画の中で、これは各論として深化させていって、こういった方法も一つ、このたびはやってみるということで考えております。

実施機関については県や米子市、それから警察本部や関係機関。それから住民でございますけれども、住民約120名と書いてありますが、これは住民避難訓練を合わせた数でありまして、学校避難で児童さんとその保護者を合わせて60人と考えて、ちょっと今の



人数の関係だともっと少なくなるかもしれませんが、そのような人数を考えております。

ことしの住民避難訓練のほうは、ポンチ絵が描いてございますけれども、10月30日の火曜日に実施する予定であります。8時半に防災行政無線、それから緊急速報メールということで周知して、ことしは住吉地区の住民の方をお願いしております。住吉地区の住民約70人の方に集まっております。

それから、避難広報も消防団や警察の車両を出すということになっております。

例年、一時集結所に集まっておりますけれども、ことしは住吉小学校と住吉公民館に集まっております。受け付けと訓練概要説明、それから安定ヨウ素剤の模擬服用訓練などを受けまして、バスで避難される方、それからJRを使って、JRは三本松口駅から出る予定でありまして、住吉小学校に来られた14名の住民の方を米子市のマイクロバスを使って三本松口まで運んで、それからJR米子駅まで列車で移動して、そこからバスで中山農業者トレーニングセンター、これが避難退域時検査会場となっております、これは大山町のトレーニングセンターでありますけれども、ここで避難退域時検査、除染といった活動をします。

また、逃げおくれた方には、自衛隊の協力をいただきまして、公民館から高機動車で米子の駐屯地まで移送いたしまして、そこからヘリコプターで中山農業者トレーニングセンターにお運びして、訓練はここで一応終了。この後、本来でしたら避難所まで行っていただくような運びとなりますけれども、訓練は、一応想定としてここで終了して、一時集結所に帰っていただくというような予定にしております。

訓練内容として、主なものは今申し上げたものでございます。そのほか、30日に原子力災害合同対策協議会ということで、2県6市と国のほうをつないだテレビ会議等も考えております。あと、避難行動要支援者ということで、障がい者の方や外国人の方などの避難訓練ということも考えております。

説明は以上でございます。

○**稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、意見をお願いいたします。

石橋委員。

○**石橋委員** 住吉校区っていうのはUPZのちょうど30キロの線の内の方も外の方もいる校区だと思うんですが、この小学校の児童30人、今のところ16名という御説明だったと思うんですが、この子どもたちはUPZの中の人っていうことで選ばれたんでしょうか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 住吉小学校自体はUPZの圏外にある学校ではありませんけれども、ここに通われる児童さんはUPZ圏内の方もいらっしゃいますし、UPZ圏外の方ももちろんいらっしゃいます。ただ、それをUPZの圏内外ということではなくて、児童30人ということで、これは本来であれば全児童が引き渡しをしなければいけませんけど、そういったことで任意に選ばせてもらっております。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 実際にもしあったときに、UPZの内だ外だというふうに分けることって

うのはできないと思うので、それでいいと思いますけれど、もう一つ、金曜日ということで、時間帯が午後3時から4時というふうになっていますが、引き渡しということになると、保護者の人が迎えに来れるという条件がないといけないんですね。これ、やっぱり都合つけてもらったということでしょうか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 済みません、学校のほうには、下校時間に合わせてお願いをしております、1年生の児童ということで聞いております。おおむね下校時間に合わせてやっていただくと認識しております。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** この手の避難訓練を重ねていくっていうのは非常に重要だと思うんですね。それで、ただ、僕なんかも参加した人とかいろんな人に聞いたり、参加できなかった人から聞いたりしたことで、要するに、避難訓練という形でこうやってやってるので、参加する側でも住民サイドのほうは、こうやって避難する、訓練を受けて避難を身につけるといふ機会だと思っている人が多いわけです。それは全員に行き届かないので、どっちかっていうと、今こうやっていろんな訓練を積み重ねることによって、機能することと機能しにくいことの課題を整理して、ちゃんとオペレーションが機能するかどうかを積み上げていく作業の役割のほうにむしろ私は大きいと思うんですね。それから、避難するときに、実際には多くの人間を避難させなきゃいけないので、それを誘導する役割の人がどれだけ地域や行政やいろんな各機関に臨機応変の状況の中で適切な誘導ができるかということをする、誘導する側の人をどれだけきちんと確保していくかということが重要だと思うんですね。そのための、言ってみればテストケースを重ねながら基本形つくって、基本形が災害時にどう臨機応変に活用できるかっていうところを積み重ねていく作業ですよ。そこら辺のことがやっぱり見えてこないっていうのはちょっと失礼な言い方かもしれないですけど、訓練の位置づけが、やった人はちょっと覚えたけども、やってない人は覚えてないみたいな感覚で何か捉えられた部分がちょっと声がかかってくるものですから、これで何を積み重ねようとしているのかが、行政のほうとしては、そこら辺のことをやっぱり積み上げていってもらって、課題抽出してもらって、委員会でも説明をいただければと思いますので、これは要望にしときます。

○**稲田委員長** ほか、ございますか。

土光委員。

○**土光委員** まず、この訓練でもう少し詳しいタイムスケジュールとか何かは。大体毎年そんなのが出てると思うんですけど、それはいつ出るといいますか、それについてほしいんですけど。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** もちろんタイムスケジュールはございますけれども、2県6市の訓練でございますので、詳細を今、県と詰めている最中でございまして、まだ確定したものが出せないっていうのが現状であります。大体は決まっているんですけども。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、これ、でき次第配付してもらえるとということでもいいですか。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 今まできっちりとしたタイムスケジュールを出してなかったような認識でいるんですけども、ただ、差しさわりのないところ、出せるところは出したいと思います。

○稲田委員長 ちょっと私のほうから整理したいと思います。例えば、この場所で見学できますよとか、あるいは先ほど、ヘリだったら、ヘリはこの時間に飛びますとか、別にヘリに我々が乗るとかではなくて、そういう大まかなスケジュールを見させてもらって、脇のほうで見学とかいうことをしてきたものですから。ただこれだけだと大まかな時間だと、という要望ですよ。

○土光委員 はい、そうです。

○稲田委員長 そういう趣旨でお願いしたい。

池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 済みません、大変失礼いたしました。金曜日には取材ポイントとか、そういったものを付した資料を提供させていただきますので、よろしく願いいたします。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この訓練で、事故想定はどういう前提でというのはありますよね。

○稲田委員長 池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 想定では、震度6強の地震が発生してという前提が一つあるんですけども、島根原子力発電所において原子炉給水機能喪失による原子炉除熱機能の喪失という状況から、10条通報、15条通報につながって行って、さらに放射性物質放出の見通しが出てきたということで避難をするという前提となっております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり今回の訓練は、放射線物質が放出されるおそれがあるから避難をする、そういう前提での訓練なんですか。

○稲田委員長 池口危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 モニタリングした結果、ある程度の数値があったということで住民避難をしなければならないという状況で訓練は考えられております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、モニタリングをして、ある一定の空間線量になったら避難するというのが避難計画に書いてあるんで、だから、実際避難するときは、ある一定の空間線量がある、具体的には20ミリシーベルト以上とか、そういう状況だという前提で訓練をするということなんですね、単なるおそれの段階ではなくて。つまり逃げるときに、周辺にもう放射性物質はある程度来ているという前提での訓練ということ間違いありません。

(「そうです。」と池口防災安全課危機管理室長)

○稲田委員長 ほか、ございますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 毎年される原子力防災訓練の中で、今までを踏まえて、新たにことし取り組んでいこうとされているところが学校避難訓練だと理解してよろしいのでしょうか。

(「はい。」と池口防災安全課危機管理室長)

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 学校の避難訓練の実施に当たって、防災安全課としてかかわられていた窓口というのは学校、住吉小学校とかがって言われたと思うんですけども、実際には、今意見が出てましたけども、核になる地域の方々がどうやってふえていくのかってところが、いざ大規模災害になって、多くのところに集結した人たちが避難していくっていうときには大切になってくると思うんですけども。一つは学校の先生方かもしれませんが、もう一つは保護者、また地域の企業、その時間帯にいらっしゃる方というのが大事じゃないかなと思いますので、私たち、このタイミングで訓練についての御報告を受けて、また結果をお伺いすると思うんですけども、もう少し何か全体的に災害訓練ということに対しての目の向け方っていいですか、地域に向かっての人材づくりっていうところについて考えていくべきじゃないのかなっていうふうに日ごろから思っているところでして、きょうの報告案件の1に戻るんですけども、災害対策、原子力について、安定ヨウ素剤っていうところの配布状況が一つの目安としてなりがちかもしれませんが、数字として出てくるから。ですけども、全体としてどのように地域の災害に対する意識を、人材を育てていくかっていうところを、皆さんが一生懸命、1年に1回されていくっていうのも大事だと思うんですけども、角度を変えていく必要があるかなっていうふうに思います。意見です。

○**稲田委員長** ほか。

石橋委員。

○**石橋委員** 今、その前提というか、どういう事故かという説明があったので考えたんですけど、住吉小学校区というのは避難計画の中でいうと、段階を追って、最初に逃げるのは境港とか近い地域、もっと近い地域でしたね、次が崎津のほうでして、住吉が一番最後ですよ。そういう点でいうと、自分たちが避難する番が来るまでは屋内退避だと思うんですけど、その辺のところと訓練との整合性というか、あの計画では起こってすぐに逃げられる人たちではないみたいな。私は、あの計画がいいとは思ってないんですけど、その辺のところがちよっとちぐはぐじゃないかなというふうに思うんですけど。

○**稲田委員長** 池口危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** ことし7回目の訓練になると思いますんですけども、境港市は全体でやってしまうと、毎年やっているようですけども、米子市は地区で分けてやっているところでございまして、ことしが住吉でさせていただく、そういう予定にしております。やっぱり地区の人に、基本的な動き、どういうことがあって、こういう動きがあって、ここに避難して、退域時検査会場に行かなければならないという、そういった流れをまず知っていただくということと、それをきっかけとして避難計画がどうなっているのかという確認もしていただければというふうに考えておりますので、ちょっと時間的な訓練というのをどうやってやっていく、図上訓練の中、そういったようなところではないとなかなか難しいのかなとは思っていますんですけども、そういう基本形の訓練を重ねた上で、またそういったことも考えていきたいなというふうに考えております。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** もともとの避難計画で、その段階的な避難というのはとても無理があるというふうに感じていまして、避難訓練を積み重ねるっていうのは意味がわかるんですけど、やっぱり全体でできるかどうかっていうことを問わなければ意味がないので、ちぐはぐだ

と思われるところを本来あるべきように直していくというふうに。訓練では事故が起こってすぐに逃げることを想定してやっていて、実際には逃げる順番は回ってこないという、やはりおかしいと思って、そうであるなら、やっぱりおかしいことを直してほしいというふうに思います。

○**稲田委員長** 御意見ですね。

○**石橋委員** はい。

○**稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 30 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清